

広島県水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条・第4条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）
- 第4章 給水（第13条—第18条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第19条—第26条）
- 第6章 管理（第27条）
- 第7章 貯水槽水道（第28条）
- 第8章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、廿日市市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める廿日市市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造

材質基準への適合性を証明したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたとき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第5条 給水装置の工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
- (2) 改造工事 給水装置の全部又は一部を取り替える工事
- (3) 修繕工事 給水装置を修理する工事
- (4) 撤去工事 給水装置の全部又は一部を撤去する工事

(給水の方式)

第6条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 給水栓まで直結給水するもの
- (2) 貯水槽方式 貯水槽への給水口まで給水するもの
- (3) 併用方式 直結方式と貯水槽方式を併用して給水するもの

- 2 前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに、使用水量、水の使用箇所、水圧等を勘案し、企業長が定める。

(共用給水装置の設置及び使用)

第7条 共用給水装置の設置及び使用は、企業長が必要と認める場合に限る。

(給水装置工事の申込み)

第8条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申請書（以下「申請書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置工事承認の取消し)

第9条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 申込者の責めに帰すべき理由により、承認した日から30日以内に工事に着手することができないとき。

(給水装置使用材料の証明)

第10条 企業長は、条例第7条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

- 2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第11条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
- (3) 自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。
- (4) その他企業長が必要と認めたとき。

(費用の負担)

第12条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

- 2 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターまでの間における漏水修繕工事に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるものとする。

第4章 給水

(メーターの設置及び管理)

第13条 条例第21条第1項により設置したメーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、所有者又は使用者は企業長の指示に従い、速やかに改修し、又は設置場所を変更しなければならない。

- (1) メーターの設置場所に物件を堆積し、又は工作物を設けたとき。
- (2) メーターが埋立工事その他により埋没したとき。
- (3) 量水器ますを破損させたとき。
- (4) 企業長がメーターの管理上特に必要と認めたとき。

- 2 所有者又は使用者が前項の指示に従わないときは、企業長が施行して、その費用を水道使用者等から徴収する。

- 3 条例第20条第3項の規定により、貯水槽以下の装置にメーターを設置する場合は、指定給水装置工事事業者が施行しなければならない。

(保管責任)

第14条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

- 2 企業長は、条例第21条第4項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、その時点の同等品の購入金額を徴収するものとする。

(給水の申込み)

第15条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第16条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したと

きも、また同様とする。

(各種の届出)

第17条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第18条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第19条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(定例日)

第20条 条例第30条第1項に規定する隔月の定例日は、次の表に掲げる期間内でメーターの計量を行う日とする。ただし、企業長が必要と認めたとき又はやむを得ないときは、これを変更することができる。

期	検針期間
第1期	4月1日から同月7日まで
第2期	6月1日から同月7日まで
第3期	8月1日から同月7日まで
第4期	10月1日から同月7日まで
第5期	12月1日から同月7日まで
第6期	2月1日から同月7日まで

(特別な場合における料金の算定)

第21条 月の中途において給水を開始し、中止し、又は廃止した場合であつて水道の使用期間が1か月に満たないときの料金は、1か月分としてこれを算定する。

- 2 1戸又は1構内に2個以上のメーターがあるときは、メーターごとに料金を算定する。
(料金の算定及び徴収方法)

第22条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

- 2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。
- 3 企業長が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。
- 4 料金を2月ごとに徴収する場合の徴収区分、徴収期間は、次のとおりとする。

徴収区分	徴収期間
第1期(2・3月分)	5月1日から同月31日まで
第2期(4・5月分)	7月1日から同月31日まで
第3期(6・7月分)	9月1日から同月30日まで
第4期(8・9月分)	11月1日から同月30日まで
第5期(10・11月分)	1月1日から同月31日まで
第6期(12・1月分)	3月1日から同月31日まで

(使用水量の認定基準)

第23条 条例第31条に該当する場合の使用水量は、前年同期の使用水量その他の使用実績等を参酌して認定する。

(料金等の減免)

第24条 条例第37条に規定する、その他特別の事由があると認めたときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 災害により費用の負担に堪えられないと認められるとき。
- (2) 前号のほか、公益上その他特別の理由があると認められるとき。

(加入金の還付)

第25条 条例第36条第1項の規定による加入金は、給水装置の合併、撤去の工事によりメーターの使用を廃止し、又は改造工事によりメーターを内径の小なるものと取り替えても、納付した加入金は、還付しない。

(工事負担金)

第26条 条例第15条第1項の規定により、工事申込者に負担させる額(以下「工事負担金」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工事のため配水管を布設しなければならないときは、地域の将来需要を推定して

布設する配水管の口径を定め、このうち工事申込者が必要とする口径の配水管又は給水管布設工事費相当額を工事申込者の負担とする。ただし、配水管布設計画に基づいて布設する配水管については、この限りでない。

- (2) 住宅団地造成地又は土地区画整理等の事業地若しくはこれらに類する地域（以下「開発地」という。）に対し、工事申込者が負担する金額及び施設用地等に関する事項は、企業長が別に定めるところによる。
- (3) 前2号の工事負担金については、その概算額を工事着手前に、あらかじめ納入しなければならない。ただし、企業長が確実に納入されると認めた負担金は、工事着手後に納入することができる。

2 前項により設置した水道施設は、企業団に帰属する。

第6章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第27条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第28条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第8章 雑則

（申込書等の様式）

第29条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

